



コロナ関連 資金繰り対策の骨子

公認会計士税理士甲田拓也事務所/株式会社クラウドソリューション

2020年
4月13日
現在

新型コロナの影響で世界が大きく混乱しています。

経営者の皆様におかれましても、売上・客数減少による先行きの不安・足元の資金繰りの問題、そしてスタッフの雇用の維持といった様々なお悩みを抱えているものと思います。

一方で、国としても緊急融資策などの資金繰り対策を打ち出しているほか、雇用を維持する事業者に対しての助成金のメニューが様々な用意されています。

しかしながら、これらをどう組み合わせ使用し、生き残っていくか、明確なビジョンが見えないとなかなか皆様におかれましては安心ができないと思われます。

そこで私どもでは、経営者の皆様にコロナに関連した資金繰り対策の考え方の骨子をご紹介します。

※なお、弊所はこの情報を日本の中小企業の皆様に少しでもお役に立てればという善意の気持ちのみで作っています。

著作権フリーですのでお困りの方に自由に配布をしてください。

※本資料は2020年4月13日現在の情報に基づいています。制度は日々変わりますので今後新たに出される情報にご留意ください。なお、一部、予定に基づく情報もあり、細かい内容は申請時点で異なる可能性もあるので各自ご留意ください。

弊所の考える資金繰りの基本的な考え方

Step1 まず、当面の資金繰りを確保する。

日本政策金融公庫をはじめとする金融機関や自治体の[特別貸付](#)、税金・社保の[延納制度](#)などを利用し、当面の資金繰りを確保しましょう。

Step2の助成金をもらうまでには通常時間がかかるため、融資は多めに借りておくことがベターです。

要件を満たせば実質無金利での融資を受けられます。

Step2 助成金をもらい返済不要の資金を確保。step1の資金返済なども視野

人件費は、[雇用調整助成金](#)（休業手当の10分の9）を受給しましょう。

人件費以外の固定費（家賃含む）は、[持続化給付金](#)（法人200万円、個人事業100万円）や、東京都の事業所ならさらに追加で[感染拡大防止協力金](#)（50万円、複数店舗保有は100万円）でカバーしていきましょう。

家賃は、[国土交通省通達に基づく交渉](#)を行うなどするのも手です。

Step3 低所得層の従業員の救済

従業員で、低所得層に該当する方には、[生活支援臨時給付金](#)の受給を勧めましょう。

Step1-1 コロナ関連の特別貸付を受ける

◆目的・効果

当面の資金繰り確保。今は多く借りておく方がベター（資金が余ったら返せばよいのです）。

◆内容

日本政策金融公庫、商工中金、都道府県、民間金融機関などによる特別融資。

売上減少率などに応じ、利子の低減や、実質無利子などの特典あり。

【ご参考URL】

「甲田拓也の極論チャンネル」

<https://www.youtube.com/watch?v=i5r2GMbS5NE&t=340s>

<https://www.youtube.com/watch?v=KTCoJUD8IHE&t=9s>

「経済産業省」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

Step1-2 税金・社保の支払延期を図る

◆目的・効果

税金・社保の支払の延期をすることで資金繰りの改善を図る

◆具体例：

2020年3月期：黒字200万円（納税額60万円）⇒60万円について1年の延納をする。

2021年3月期：赤字300万円 ⇒繰戻欠損金還付制度。60万円の還付。

（前期の黒字を当期の赤字と相殺して節税できるイメージ）

→結果として、60万円の延納と還付により、60万円のキャッシュアウトを抑えられます。

【ご参考URL】

「国税庁」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

「日本年金機構」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

Step2-1 雇用調整助成金の受給を検討する

◆ 目的・効果

助成金なので融資と違い、返さなくてよい。

◆ 内容（イメージ）

計画的に従業員を休業させた場合、従業員に休業手当を
給与の60%以上支払う必要があるが、原則その90%を補填するもの
（ただし、雇用維持の要件や、1日の支給限度8,330円があるため、
90%を受けられるとは限らないので慎重な対応が必要）

新型コロナウイルスにかかる
雇用調整助成金の
申請書類・添付書類が
今後、大幅に簡素化される予定

【ご参考URL】

「甲田拓也の極論チャンネル」

<https://www.youtube.com/watch?v=tNCVpnCHWxI>

「厚生労働省」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

Step2-2 持続化給付金の受給を検討する

◆ 目的・効果

助成金なので融資と違い、返さなくてよい。

◆ 内容

売上が前年同月比で半減以上している中小企業者など、特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給するもの。

【具体的に】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少

→ **前年の総売上（事業収入）** - **前年同月比△50%月の売上×12か月** の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

※東京都は、さらに感染拡大防止協力金（Step2-4参照）の検討を！

【ご参考URL】

「日本商工会議所」

https://www.jcci.or.jp/pamphlet24_2.png

Step2-3 家賃交渉を検討する

◆内容

国土交通省による貸主への要請あり。

「賃料の支払いの猶予に応じるよう、貸主に対し柔軟な措置の実施を要請してください。」

【ご参考URL】

「国土交通省」

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html

Step2-4 感染拡大防止協力金（東京都）

◆ 目的・効果

東京都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中に休業等に協力する事業者を支払われる協力金。助成金と同様、返さなくてよい。

◆ 対象

都内に事業所がある事業者のうち、都の要請に全面的に協力する事業者

◆ 内容

50万円（複数店舗を有する場合100万円）が支給される

【ご参考URL】

「東京都」

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/007/655/20200410_3.pdf

Step3-1 生活支援臨時給付金

◆ 目的・効果

住民税非課税などの低所得世帯に対し、30万円を給付。

◆ 内容

「世帯主」が「今年2月～6月のいずれかの月で」収入が減少した場合に
市区町村に郵送かオンラインで申請することで、5月以降に30万円が給付されます。

◆ 具体的要件(次のいずれか)

- ①世帯主の月収が「住民税非課税水準以下」に減少
- ②世帯主の月収が半分以下・かつ「住民税非課税水準」の2倍以下に減少

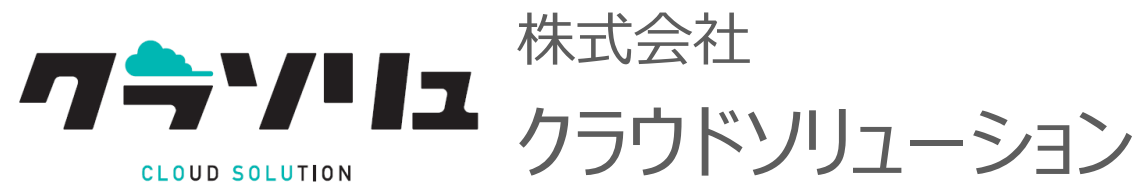
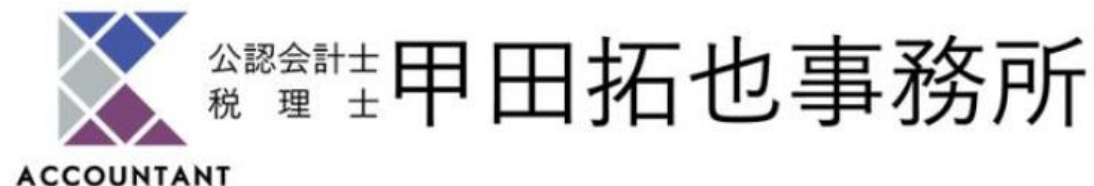
【ご参考URL】

「総務省」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo

【お問い合わせ先】

* 各種ご相談や雇用調整助成金の手続き代行など、随時受け付けています。



〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-7-26
ワコーレ新宿第1ビル1009

FreeDial 0120-206-607

Mail t.koda@koda-cpa.jp (代表直)